

開業医共済休業保障制度・重要事項に関するご説明

契約概要のご説明

- ご契約申込に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約申込をいただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、ご契約申込いただきますようお願いいたします。
- 本書面はご契約申込に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約の内容は「開業医共済休業保障制度普通共済約款」（以下「約款」といいます）によって定まります。約款の詳細やご不明な点については、取扱代理店までお問い合わせください。

1. 共済制度の仕組み及び引受条件等

(1) 共済制度の仕組み

開業医共済休業保障制度（以下「開業医健保」といいます）は、ケガ又は病気になり被共済者が休業した場合、死亡又は高度障害に該当した場合に共済金をお支払します。

(2) 被共済者の範囲

被共済者としてご加入いただける方及び被共済者の範囲は次の通りとなります。

①被共済者としてご加入いただける方
保険医協会・医会会員かつ開業医共済組合員又は賛助会員で、現在健康でかつ正常に医療に従事している 65 歳未満の保険医。継続契約の場合は 74 歳までの保険医。

②被共済者の範囲

- 個人立医療機関の開設者又は共同経営者が共済契約者となる場合は、当該機関の開設者、共同経営者又は被雇用者
- 法人医療機関の理事長又は管理者が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者又は被雇用者
- 法人医療機関が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者又は被雇用者
- 勤務医が賛助会員として契約者になる場合は、勤務医本人

(3) 共済金の内容

①共済金の種類と支払額

お支払いする共済金は次の表の通りです。詳細は約款（共済金の種類）をご参照ください。

傷病給付金 (1口当たり)	入院療養	1日 8,000円
	自宅療養	1日 6,000円
弔慰・高度障害給付金 (1口当たり)		50万円

②共済金をお支払いする場合は次の表の通りです。詳細は約款（共済金の支払要件）をご参照ください。

傷病給付金	被共済者が傷病を被り、受療して休業した場合 ・入院は初日から ・自宅は5日以上連続して休業した場合、5日目から
	1休業につき180日、通算で500日まで。 復業後の増悪の場合は再休業とみなし通算を適用。但し精神疾患に係る場合は通算で180日 新規契約の共済期間の初日以降の傷害及び初日から3ヵ月以降に発病した疾病
弔慰・高度障害給付金	被共済者が傷病を被り、その直接の結果として死亡又は高度障害が生じたとき 新規契約の共済期間の初日以降の傷病

③共済金をお支払しない場合は「注意喚起情報のご説明」の3の通りです。

(4) 共済のご契約期間

この共済の契約期間は、1年です。実際にご加入いただく契約期間につきましてはパンフレットにてご確認ください。

2. 共済契約の更新

開業医健保は、共済期間の満了日までに次の場合を除き自動的に更新されます。

- ①共済契約者から共済期間の満了日の14日前までに更新しない旨の所定のお申出がある場合
- ②共済契約の効力を失っている場合
- ③被共済者が満了75歳であるとき

3. 共済掛金等

(1) 共済掛金

掛金は年齢により異なります。実際にご加入いただく掛金につきましてはパンフレット「掛金一覧表」にてご確認ください。

(2) 掛金の払込方法

共済掛金の払込方法は月払とし、取扱代理店が定める日に、預金口座振替により払い込むものとします。本制度は領収証の発行をいたしません。

(3) 配当金と無事故戻し

決算の上、剰余金が発生した場合、総代会の議決を経て、組合員に対し、利用分量配当金があります。無事故戻しはありません。

(4) 解約返戻金

解約返戻金はありません。

4. 共済金の請求

共済事由が発生した場合は、取扱代理店を通じて開業医共済協同組合（以下「組合」といいます）にご連絡のうえ、それぞれの共済金の受取人は、約款別表3（請求書類）の必要書類をご用意いただき、取扱代理店を通じて組合へ共済金の請求の手続きを行ってください。

- 1) 傷病給付金の請求書は、休業終了後速やかに請求書を取扱代理店へ提出してください。但し、請求期間が長期（数ヶ月）に及んだ場合は暦月単位で請求してください。
- 2) 弔慰・高度障害給付金の請求書は、事由が発生した場合速やかに取扱代理店へ提出してください。
- 3) 共済金は、約款の規定（共済金の請求）による手続きを完了した日から30日以内にお支払いします。

- 4) 共済金のご請求の際、組合は、共済事由の内容について確認及び調査をさせていただくことがあります。但し、下記の場合は請求完了日からそれぞれの日数以内に、共済金をお支払します。
ア) 医療機関による診断、鑑定等の結果照会90日
イ) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果照会180日
ウ) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査60日
- 5) 「お支払する場合」に該当した場合であっても、共済金受取人がその日の翌日以降3年以内に共済金のご請求手続きを行わなかったときは、お支払いできなくなります。

5. 共済掛金・共済金と税金

- ①法人特約で「法人が掛金を支払い法人が共済金を受取る」場合は、支払保険料として損金算入できます。特約なしで法人が掛金を支払う場合は給与科目で損金算入できます。
- ②傷病給付金（自宅療養、入院療養）を被共済者自身が受け取られる場合には非課税です。法人受取は益金となります。
- ③弔慰給付金は生命保険金として取り扱われ、法定相続人1人につき500万円まで非課税となります。
- ④高度障害給付金をご自身が受け取られる場合には非課税です。

個人情報取り扱い

本制度運営にあたって、組合並びに取扱代理店は、契約申込書に記載の個人情報及び本制度の運営において入手する個人情報について本制度の運営・管理に必要な下記の範囲で取り扱います。

組合は、個人情報等、本制度の共済掛金の収納管理、共済制度の普及と共済契約申込者管理及び諸手続き（契約締結時の審査、共済金支払審査を含む）、各種問い合わせ及び依頼、その他本制度に関連する業務のために使用します。また、それ以外の目的には使用しません。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際に、引き続き、組合において上記に準じて個人情報を取り扱います。

注意喚起情報のご説明

1. ご契約申込に際して、ご契約者にとって不利益になる事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約申込をいただく前に必ずお読みいただき、ご契約申込いただきますようお願いいたします。
2. 被共済者をご契約者と異なる場合は、この書面に記載の事項につき、必ず被共済者の方全員にもご説明ください。
3. 本書面はご契約申込に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約申込の内容は約款によって定まります。諸規程の詳細やご不明な点については、取扱代理店までお問い合わせください。

1. ご契約申込の撤回等（クーリング・オフ）

保険業法第309条の準用により、この制度は契約期間が1年以下に該当しますので、クーリング・オフの適用は受けません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約申込時における注意事項

①契約申込書の記載上の注意事項
ご契約申込の際は、契約申込書の記載内容を再度ご確認ください。ご契約者及び被共済者には、ご契約申込時に組合に重要な事項についてお申し出いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知したという事項は、組合に告知したものとみなされます）。契約申込書に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合は、共済金をお支払できないことがありますのでご注意ください。

②健康状況告知について

1) 被共済者の健康状況に関する質問事項に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、「告知書兼同意書」に、必ず被共済者ご自身でご記入の上、健康状況告知書質問事項回答欄に署名・押印ください。この質問事項に対するご回答としてご記入いただく内容は、公平な引受判断を行う上で重要な事項となります。万一記載事項に誤りがありますと共済金のお支払ができないことがありますのでご注意ください。

2) 健康状況告知の内容によってはご契約をお引き受けできない場合、又は特定の疾病・症状については共済金をお支払しないことを条件にお引き受けする場合がありますので予めご了承ください。

3) 「悪性腫瘍」「特定疾患」「精神疾患」については、当該疾病が治癒後5年以上経過していない場合はお引き受け出来ないことを予めご了承下さい。

(2) ご契約後における留意事項

①通知義務等

ご契約内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店を通じて組合へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後に生じたケガや病気による就業不能や変更後に開始した就業不能、変更後の事故については共済金をお支払できないことがありますのでご注意ください。

- 1) 被雇用者の理事長又は管理者になった場合
- 2) 複数の被共済者が新たに同一医療機関で診療することになった場合
- 3) 共済契約者又は被共済者は、診療（勤務）空白期間が生じたとき
なお、上記の他、ご契約書及び被共済者の住所、氏名、開業・勤務別、就業先などを変更される場合も、ご通知いただく必要があります。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

3. 共済金をお支払しない場合等

①共済金をお支払しない場合は次の通りです。

- 1) 傷病給付金（自宅療養、入院療養）をお支払しない場合
ア) 傷病が傷害の場合には、共済期間の開始時より前に傷害が生じていたとき（新規契約の場合）

イ) 傷病が疾病の場合には、共済期間の初日を含む月からその月を含めて3ヵ月目の末日の翌日午前0時までに疾病が発病していたとき（新規契約の場合）

ウ) 傷病を被った時がこの共済契約が継続されてきた最初の共済期間の開始時より前（継続契約の場合）

エ) 被共済者が正常分娩または人工流産による休業

オ) 被共済者が整形外科的手術の既往症に関わる抜針、抜釘、内固定材等の除去による休業

カ) 被共済者が人工組織、人工臓器を用いた、臓器移植を行った既往症に関わる置換手術による休業

キ) 傷病発生時に電話により医師の指示を受けて被共済者自ら治療した休業

ク) 第三者の医師に受療しないで柔道整復師等による施術のみを受けた休業

ケ) 被共済者が主治医の治療方法に従わなかったとき

コ) 被共済者が麻薬、覚醒剤、睡眠薬、その他薬物等の常用及びこれを原因とする傷病による休業

サ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変又は暴動を原因とする傷病による休業

シ) 地震、噴火又はこれらによる津波その他これに類似する天災による休業

ス) 共済契約者、共済受取人又は被共済者の故意、重大な過失で生じた傷病による休業

セ) 被共済者の犯罪行為、闘争行為、刑の執行、拘留もしくは入監中に生じた傷病による休業

ソ) 被共済者の無罪状態を原因とする傷病による休業

タ) 被共済者の免許運転中又は飲酒運転中の事故による休業

2) 弔慰・高度障害給付金を支払わない場合

ア) 被共済者が新規契約の共済期間の開始時以後2年以内に自殺したとき、又は被共済者が故意もしくは自殺しようとして高度障害状態になった場合

イ) 被共済者の犯罪又は死刑の執行によって死亡したとき、または被共済者の犯罪による高度障害状態になった場合

ウ) 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させた場合、又は高度障害状態にさせた場合

エ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変又は暴動を原因とする傷病により死亡または高度障害状態になった場合

②重大事項による解除として、次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払できないことがあります。

1) 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が共済金を詐取する目的又は他人に共済金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき

2) 共済金の請求に関し、共済金受取人に詐取行為があったとき

3) 上記のほか、当組合の共済契約者、被共済者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、当該契約の継続を困難とする重大な事由があったとき

4. 特定傷病等不担保特約条項

被共済者のお体の状態によっては、他のご契約との公平性から、次の条件をつけてご契約をお引き受けする場合があります。

- ①開業医健保契約証書記載の残存期間条件付加入は、残存期間の本症による休業については、共済金をお支払いしません。
- ②開業医健保契約証書記載の3年の条件付加入は、加入後3年以内の本症による休業については、共済金をお支払いしません。
- ③開業医健保契約証書記載の2年の条件付加入は、加入後2年以内の本症及び合併症による休業については、共済金をお支払いしません。
- ④開業医健保契約証書記載の不担保にする傷病とその関連傷病加入は、当該傷病等と医学上因果関係がある傷病による休業については、共済金をお支払いしません。

5. 責任開始期及び共済掛金等

(1) 共済契約上の責任

共済契約のお申込をいただき、組合がその共済契約のお申込を承諾したときは、共済期間の初日の午前0時に開始します。

(2) 掛金の支払方法

共済掛金のお支払い方法は、口座振替によります。取扱代理店が指定する金融機関の預貯金口座を振替口座としてお決めいただけます。掛金をお支払いいただけない場合には、共済期間が始まった後であっても、共済金をお支払できないことがあります。

(3) 掛金の払込猶予期間等の取扱い

共済掛金は、毎月払込期日にお支払いいただくことになっておりますが、取扱代理店が定める日の翌々月末までの共済掛金の払込猶予期間を設けております。払込猶予期間内にお支払いがない場合、ご契約の効力がなくなり（失効）、共済金をお支払できないことがあります。

6. 法人契約特約条項

法人契約特約条項を付加することにより、共済金の受取人を法人（契約者）とすることが出来ます。但し、共済金を被共済者又は遺族に支払うことの確認書を出していただき、共済金請求の際に被共済者又は遺族に了承していただきます。

7. 共済解約と再契約について

ご契約の解約はいつでもできます。ご契約の解約については取扱代理店にお申し出下さい。解約日は解約様式の届出があった日の翌月1日となります。

なお、この開業医健保は、保険医が相互に助け合って、将来の予せぬ事態に備えることを目的に作られた制度ですので、任意に共済契約を解約された被共済者の再度のご契約はお引き受けすることが出来ません。但し、約款の規定により再契約できる場合もあります。

8. お問合せ等の窓口

本制度に関するお問い合わせやご相談・苦情はパンフレットに記載の取扱代理店にご連絡ください。